

### 第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。



## 第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

### 第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、県本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

#### 1 県本部の設置

県本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。

- (1) 県の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- (3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- (4) 県の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- (5) 上記のほか、県の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

#### 2 本部設置に至らない場合の措置

##### (1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

ア 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

ウ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。

##### (2) 災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

##### (3) 災害警戒地方本部の設置

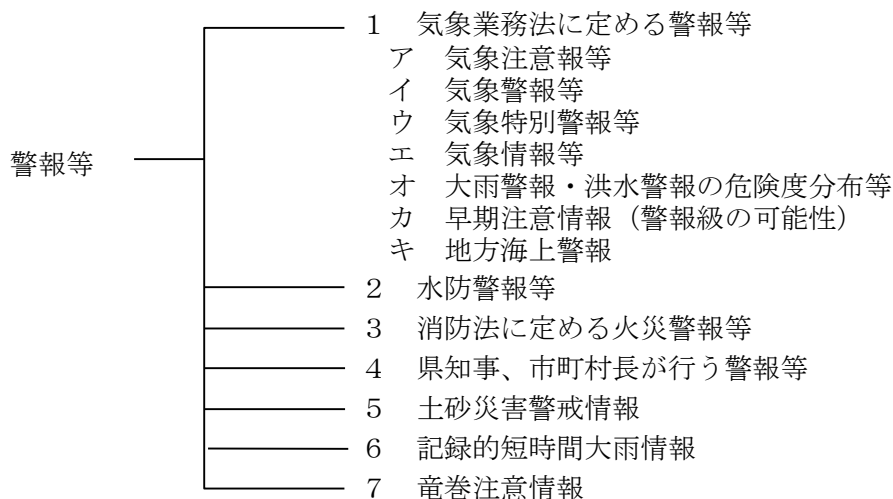
災害警戒本部の設置基準に準じ設置する。

## 第2節 気象警報等の伝達計画

(実施主体：沖縄气象台、第十一管区海上保安本部、知事公室、土木建築部、沖縄県警察、市町村、関係機関)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

### 1 警報等の種類及び発表基準



#### (1) 気象業務法に定める警報等

##### ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。（発表基準は編末表-2参照。）

##### イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う。（発表基準は編末表-1参照）

##### ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

##### エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の報発中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

##### オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及びような土砂災害がすでに発生

していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警戒の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。なお、警戒の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警戒の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警戒（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警戒（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警戒の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警戒等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 早期注意情報（警戒級の可能性）

警戒級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ 地方海上警戒

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(7) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区  
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称  
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(1) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報 (英文 FOG WARNING)	濃霧により視程が 500m 以下 (0.3 カリ以下)
海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9~17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)
海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 24.5m/s 以上 (34 ノット以上 48 ノット未満)
海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5~32.7m/s (48 ノット以上)
海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ウ 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。

市町村は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市町村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市町村の区域を対象として、当該市町村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの市町村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、市町村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

市町村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
洪水 〃 強風 〃 波浪 〃		
高潮 〃 濃霧 〃	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村

雷 // 乾燥 // 霜 // 低温 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水 // 暴風 // 波浪 // 高潮 // 大雨特別警報 暴風 // 波浪 // 高潮 //	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
記録的短時間大雨 情報(発表のみ) 竜巻注意情報(発表 のみ)	気象庁	沖縄県
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東 島地方気象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、 多良間村、南大東村、北大東村を除く)

### 3 気象警報等の伝達

- (1) 気象警報等の伝達系統図  
編末図-1に示す。
- (2) 火災警報等の伝達系統図  
編末図-2に示す。
- (3) 地方海上警報等の伝達系統図  
編末図-3に示す。
- (4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図  
編末図-4に示す。
- (5) 「N T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報等

#### ア 警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「N T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

#### イ 通知の方法

気象庁と「N T T西日本及びN T T東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をN T T西日本及びN T T東日本に通知する。

### 4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

- (1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等



第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画

地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図  
編末図－5に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市町村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市町村長に通報する。

ウ 通報を受けた市町村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

### 第3節 災害通信計画

(実施主体：知事公室、企画部、市町村、非常通信協議会構成機関)

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

(実施主体：各防災関係機関)

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市町村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- 2 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

### 第5節 災害広報計画

(実施主体：知事公室、市町村、各報道機関)

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

- 1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）
  - (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
  - (2) 台風・気象情報
  - (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
  - (4) 警報
  - (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
  - (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
  - (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
  - (8) 公共交通機関の運行状況
  - (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
  - (10) 避難情報（準備情報）
- 2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

**3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）**

- (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (2) 医療機関の状況
- (3) 感染症対策活動の実施状況
- (4) 食料、生活必需品の供給予定
- (5) 災害相談窓口の設置状況
- (6) その他住民や事業所のとるべき措置

**第6節 自衛隊災害派遣要請計画**

（実施主体：知事公室、市町村、自衛隊）

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第7節 広域応援要請計画**

（実施主体：知事公室、総務部、企画部、県警察、市町村、消防機関）

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

## 第8節 避難計画

(実施主体：知事公室、企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、県警察、市町村、消防機関、沖縄総合事務局開発建設部、沖縄気象台、第十一管区海上保安本部)

### 第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第1章 第8節「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

#### 1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章 第8節 第1款「1 実施責任者」のとおりとする。

#### 2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令（市町村、土木建築部、沖縄気象台、沖縄総合事務局開発建設部）

避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第1章 第8節 第1款「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

#### 避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>・切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> </ul>

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位に到達したとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫注意水位に到達したとき

※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

### 3 避難場所（市町村）

避難先は、市町村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

### 4 避難誘導（市町村）

#### (1) 住民等の避難誘導

市町村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

#### (2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して米軍基地へ避難誘導する。

### 5 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

### 6 避難所の開設・収容保護（市町村）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、

「第1款 避難の原則」のとおりとする。

**第3款 広域一時滞在**

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第1章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

**第9節 観光客等対策計画**

(実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第10節 要配慮者対策計画**

(実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、土木建築部、文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第11節 水防計画

(実施主体：土木建築部、市町村、消防機関)

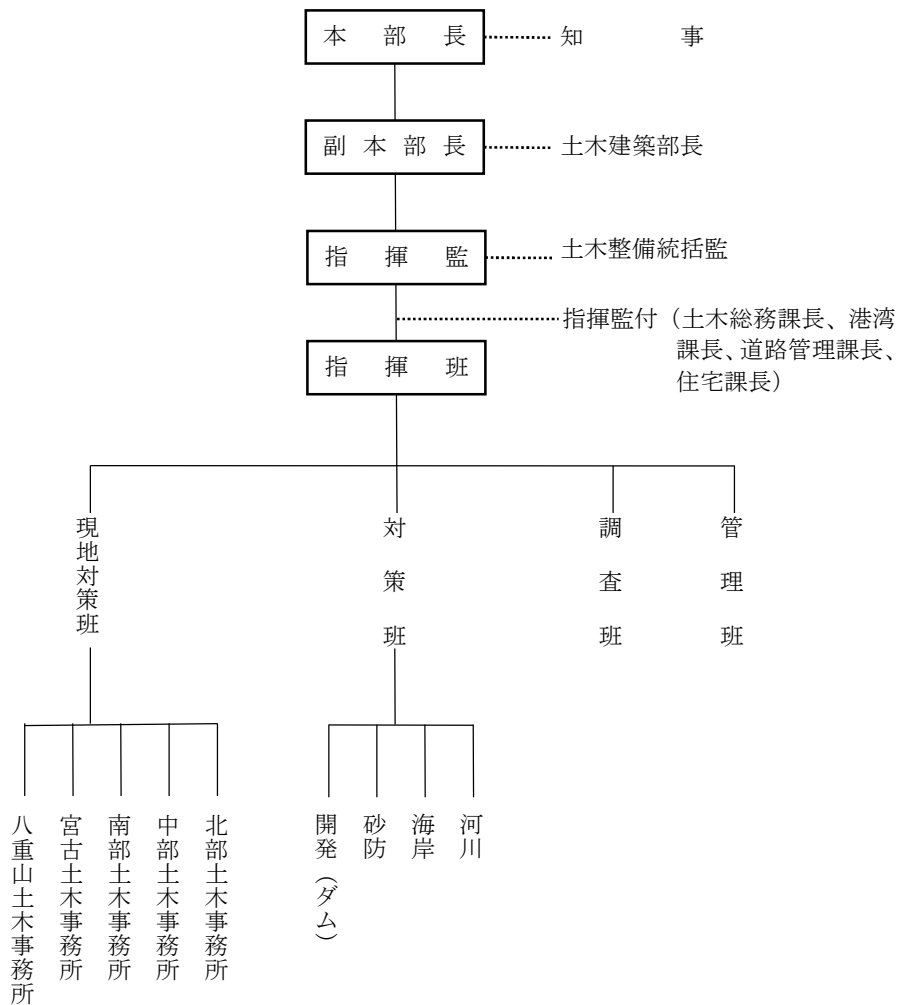
水防計画については沖縄県水防計画の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

#### 1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときか洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、県は土木建築部海岸防災課に沖縄県水防本部（以下「水防本部」）を設置し、次の組織をもって水防事務を処理する。但し、災害対策基本法に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

##### (1) 組織系統図





(2) 水防本部の事務分担

班名	班長	副班長又は班員	事務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課管理班長	海岸防災課及び河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資器材の整備、各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調査 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現地対策班	各土木事務所長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調査

(3) 各土木事務所等の所管区域

各土木事務所等の所管区域は、沖縄県行政組織規則第 232 条に規定する所管区域のとおりとする。

名称	所管区域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村除く）
沖縄県宮古土木事務所	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	石垣市、八重山郡

(4) 水防本部の設置

洪水、高潮又は地震による津波に関する注意報又は警報が発せられ、災害の発生が予想されると認めたときは、水防本部を土木建築部海岸防災課内に設置する。

2 水防管理団体の水防組織

水防管理者（市町村長）は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団及びその他必要な機関を組織しておくものとする。

## 第12節 消防計画

(実施主体:知事公室、消防機関)

災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第13節 救出計画

(実施主体:知事公室、市町村、消防機関)

災害時における救出活動は、地震・津波編 第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第14節 医療救護計画

(実施主体:保健医療部、知事公室、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第15節 交通輸送計画

(実施主体:企画部、総務部、土木建築物、県警察、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、西日本高速道路株)

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- 1 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

- 2 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

## 第16節 治安警備計画

(実施主体:県警察)

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第17節 災害救助法適用計画

(実施主体:子ども生活福祉部、保健医療部、市町村)

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第18節 給水計画

(実施主体:保健医療部、企業局、市町村)

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第19節 食料供給計画

(実施主体:知事公室、農林水産部、市町村)

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第20節 生活必需品供給計画

(実施主体:子ども生活福祉部、市町村)

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第1章「第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

(実施主体:環境部、保健医療部、市町村)

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

(実施主体:保健医療部、県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第1章「第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画**

(実施主体：環境部、土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路株)

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第24節 住宅応急対策計画**

(実施主体：土木建築部、企画部、市町村)

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第25節 二次災害の防止計画**

(実施主体：土木建築部、市町村)

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第26節 教育対策計画**

(実施主体：教育委員会、市町村)

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第27節 危険物等災害応急対策計画**

(実施主体：商工労働部、保健医療部、県警察、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部)

危険物等による災害については、地震・津波編 第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 連絡調整本部の設置

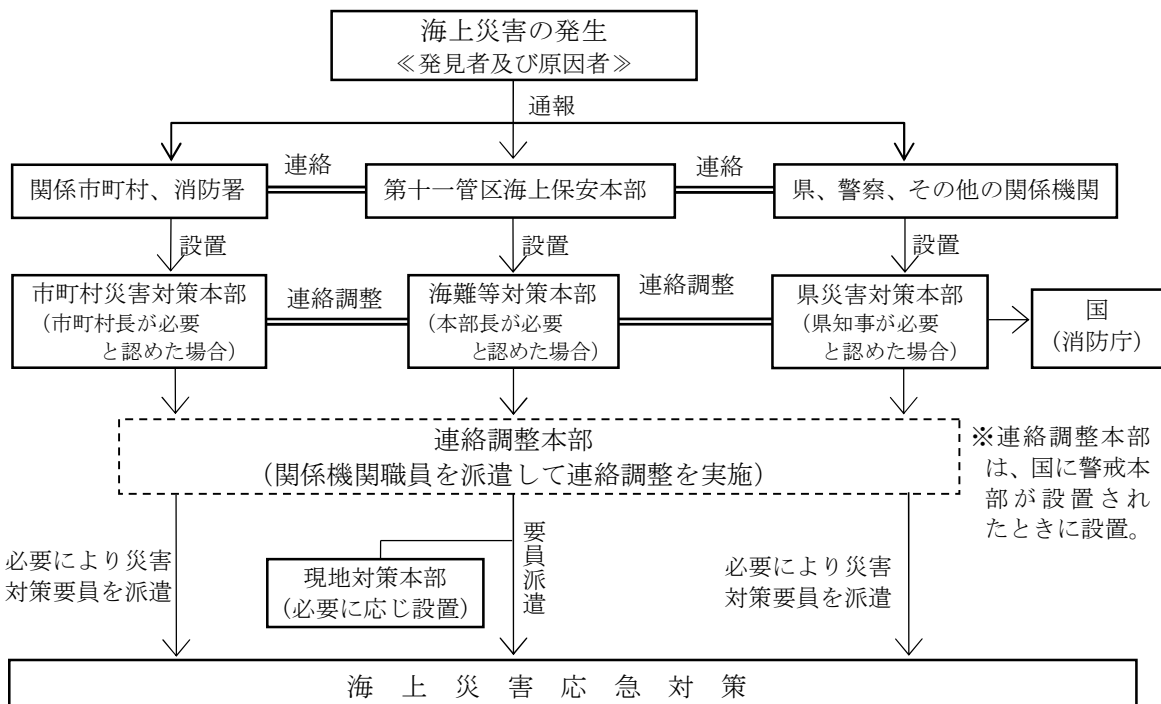
海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 関係市町村、消防署
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



#### 4 第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、以下のとおりとする。

##### (1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

##### (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

##### (3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

##### (4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

##### (5) 緊急輸送

地震・津波編 第1章 第14節「3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

##### (6) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付け又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

##### (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

##### (8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

##### (9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報

提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

第8節「第1款 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

## 5 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局の役割

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

(2) 陸上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 遭難者の救護

イ 沿岸住民の避難に必要な支援

ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(3) 海上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 被害状況の調査

イ 遭難者の救出・救護

ウ 死傷病者の救出・搬送

エ 行方不明者の搜索

オ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援

カ 人員・物資の輸送等

キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(4) 県の役割

ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示

イ 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整

ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置

エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力

オ 防除資機材及び消火資機材の整備

カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置

キ 危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言

ク 災害救助法適用に関する措置

ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

コ 災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 市町村及び消防署の役割

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
  - ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
  - エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
  - オ 沿岸及び地先海面の警戒
  - カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
  - キ 消火作業及び延焼防止作業
  - ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
  - ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
  - コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
  - サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (6) 県警察の役割
- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
  - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
  - ウ 住民の避難誘導
  - エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
  - オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
  - カ 人命救助の実施
  - キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
  - ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
  - ケ 関係防災機関の活動に関する支援
- (7) 事故関係機関
- ア 海上保安官署への事故発生の通報
  - イ 遭難船舶乗組員の救助
  - ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
  - エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
  - オ 消火活動等消防機関への協力
  - カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
  - キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
- (8) 指定海上防災機関
- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
  - イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
  - ウ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
- (9) その他関係機関、団体
- 自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認められた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

## 6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

### (1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

### (2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、



工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

**第29節 在港船舶対策計画**  
(実施主体：第十一管区海上保安本部)

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

**第30節 労務供給計画**  
(実施主体：市町村)

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

**第31節 民間団体の活用計画**  
(実施主体：企画部、市町村)

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第32節 ボランティア受入計画**  
(実施主体：子ども生活福祉部、市町村、社会福祉協議会)

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第33節 公共土木施設応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱)

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第34節 航空機事故災害応急対策計画

(実施機関: 空港管理者、知事公室、土木建築部、市町村、県警察、第十一管区海上保安本部)

#### 第1款 空港及び周辺区域での事故

県内に設置されている国管理・地方管理空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

##### 1 空港災害応急対策本部の設置

那覇空港、下地島空港、宮古空港、石垣空港、伊江島空港、久米島空港、南大東空港、与那国空港、多良間空港、北大東空港、波照間空港、粟国空港、慶良間空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

##### 2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

##### 3 事故処理要領

事故処理に当たっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

##### 4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、編末図－6のとおりとする。

#### 第2款 空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

##### 1 空港管理者

空港の利用に当たっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

##### 2 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要がある時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

##### 3 市町村

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく地元市町で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### 4 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

#### 5 第十一管区海上保安本部の活動

- (1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
- (2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

**第 35 節 ライフライン等施設応急対策計画**

(実施主体：企業局、土木建築部、市町村、沖縄電力(株)、沖縄ガス(株)、液化石油ガス販売事業所、電気通信事業者)

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第 36 節 農林水産物応急対策計画**

(実施主体：農林水産部、市町村)

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第1章「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

**第 37 節 米軍との相互応援計画**

(実施主体：知事公室、市町村、消防機関、在沖米軍)

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第1章「第35節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第38節 道路事故災害応急対策計画

(実施主体：土木建築部、県警察、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路株)

### 1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市町村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (3) 県は市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (4) 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

### 2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

### 3 救助・応急、医療及び消火活動

- (1) 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

### 4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

### 5 その他

- (1) 災害復旧への備え  
道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 再発防止対策  
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第39節 原子力災害応急対策計画  
(実施主体：各防災関係機関)

この計画は、本県に寄港する原子力艦に起因する原子力災害及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害発生時の応急措置について定める。

第1款 原子力艦災害対策

1 実施機関及び業務内容

原子力防災に関し実施機関となる防災関係機関及びその業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 指定地方行政機関の役割

ア 沖縄防衛局の役割

- (ア) 災害情報の伝達
- (イ) 日米地位協定等に基づく損害賠償
- (ウ) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- (エ) 地方公共団体等への連絡調整支援等

イ 九州管区警察局の役割

- (ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- (イ) 災害に関する情報収集及び連絡調整

ウ 沖縄総合事務局の役割

- (ア) 財務部  
災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- (イ) 農林水産部  
汚染農水産物等の出荷制限等についての指導
- (ウ) 経済産業部  
復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (エ) 運輸部
  - a 陸上及び海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
  - b 陸上における緊急輸送用車両及び海上における緊急輸送用船舶のあつせん、確保

エ 九州厚生局の役割

- (ア) 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること。

オ 沖縄森林管理署の役割

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導

カ 那覇空港事務所の役割

航空機による輸送の安全確保に必要な措置

キ 第十一管区海上保安本部の役割

- (ア) 巡視船艇、航空機等による情報伝達
- (イ) 避難に関する情報の伝達、避難誘導
- (ウ) 自治体からの要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援
- (エ) 原子力規制委員会が行う原子力艦の寄港に伴う放射能調査への協力
- (オ) 巡視船艇、航空機等による海上における救助・救急活動
- (カ) 船舶航行制限及び航泊禁止等の措置
- (キ) 海上における治安の維持活動
- (ク) その他要請に基づく地方公共団体等への支援

ク 沖縄気象台の役割

災害時における気象情報の発表及び伝達

(2) 自衛隊の役割

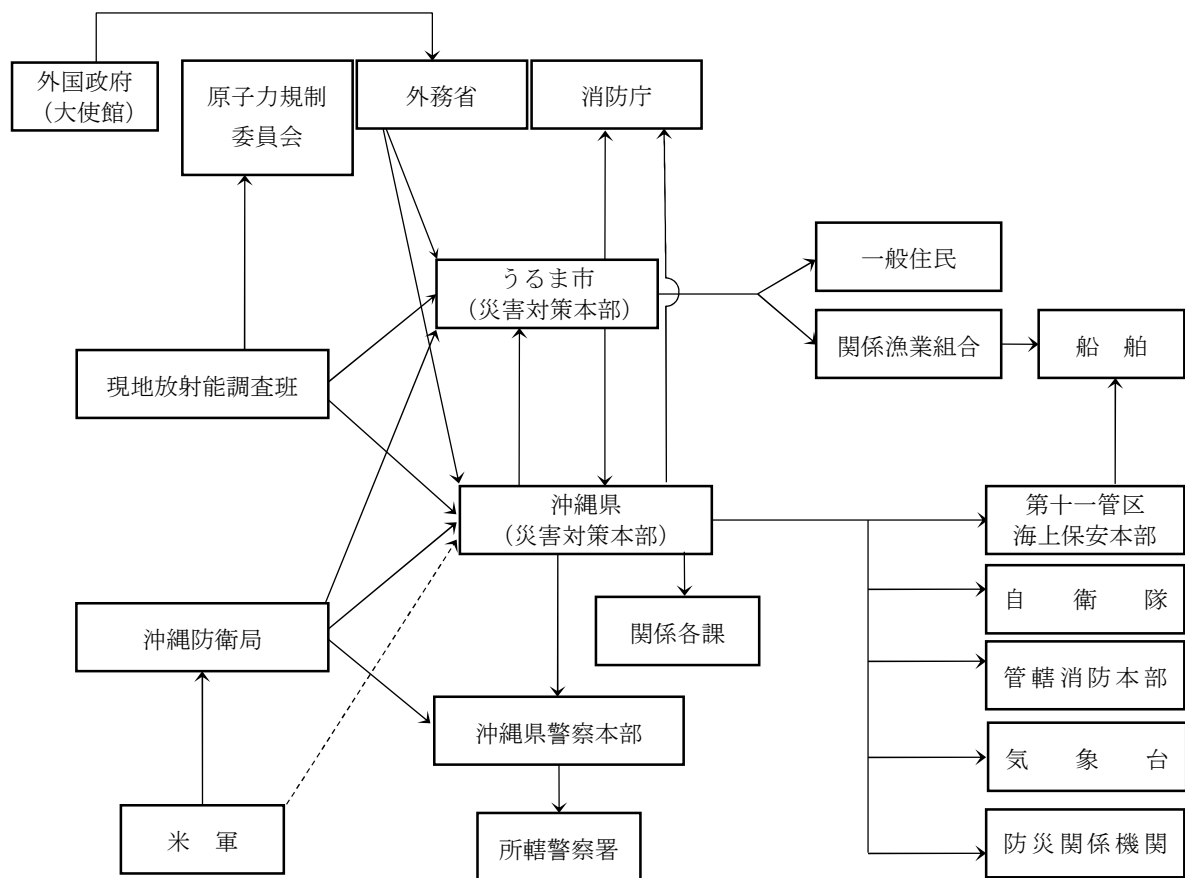
- ア 国（原子力規制委員会）が実施する緊急時モニタリングの支援
- イ 避難の援助

- ウ 応急医療・救護
  - エ 人員及び物資の緊急輸送
  - オ その他災害対策に必要な処置で対処可能な処置
- (3) 沖縄県の役割
- ア 原子力防災体制の整備
  - イ 通信施設及び通信連絡体制の整備
  - ウ 医療体制の整備
  - エ 緊急被ばく医療の実施
  - オ 安定ヨウ素剤の確保等
  - カ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - キ 教育及び訓練の実施
  - ク 国への専門家の派遣要請
  - ケ 災害発生時における国、市等との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊への災害派遣要請
  - シ 国（原子力規制委員会）が実施する放射能水準調査・放射線モニタリング及び緊急時モニタリングへの協力及びモニタリングの実施
  - ス 被ばく者の診断及び措置への協力
  - セ 防護資機材の整備
  - ソ 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限に係る指示及び協力
  - タ 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限に係る指示及び協力
  - チ 災害復旧
  - ツ 市長が行う各種制限措置の解除への助言
  - テ 風評被害等の影響の軽減
  - ト 相談窓口の設置
  - ナ その他災害対策に必要な措置
- (4) 県警察の役割
- ア 住民等の屋内退避、避難誘導
  - イ 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
  - ウ 緊急輸送のための交通の確保
  - エ 犯罪の予防等社会秩序の維持
  - オ その他災害警備に必要な措置
- (5) 関係市（うるま市）の役割
- ア 災害情報の収集・連絡体制の整備
  - イ 活動体制の整備
  - ウ 安定ヨウ素剤の確保等
  - エ 救急・救助体制の整備
  - オ 情報伝達体制の整備
  - カ 防災訓練の実施
  - キ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - ク 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
  - ケ 国・県及び関係機関との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊の派遣要請（県への要求）
  - シ 他の地方公共団体等への応援要請
  - ス 住民の退避、避難のための勧告又は指示等
  - セ 飲料水、飲食物の摂取制限
  - ソ 汚染農水産物等の出荷制限等
  - タ 災害復旧
  - チ 各種制限措置の解除
  - ツ 風評被害の軽減

- テ 相談窓口の設置
- ト 防護資機材の整備
- ナ 広報活動
- ニ その他災害対策に必要な措置
- (6) 指定公共機関の役割
  - ア NTT西日本沖縄支店の役割  
災害時における通信の確保
  - イ 日本銀行那覇支店の役割  
銀行券の発行並びに通貨・金融の調整を行うとともに資金決済の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。
  - ウ 日本赤十字社沖縄県支部の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - エ 日本放送協会沖縄放送局の役割  
災害状況及び災害対策に関する放送
- (7) 指定地方公共機関の役割
  - ア (一社)沖縄県医師会の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - イ (一社)沖縄県バス協会の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
  - ウ 琉球海運(株)の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制



通報系統図



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡

(ア) 県と関係機関等との連携

- ・ 県は、県警察、気象台、第十一管区海上保安本部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛局）及び関係市から通報・連絡を受けた事項や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ・ 県は、関係指定行政機関を通じて、自ら行う応急対策活動状況等について、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議及び非常災害対策本部等に報告する。

(イ) 関係市と関係機関との連携

- ・ 関係市は、関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛局）から通報・連絡を受けた事項等や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

イ 災害対策本部設置後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(ア) 情報の共有

県は、災害対策本部、現地災害対策本部において情報収集活動を行う。

また、県は、原子力艦事故の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

通報基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日 中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

ア 事故対策のための警戒体制

(ア) 災害警戒本部の設置

県は、以下のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、知事公室長を本部長とする災害警戒本部を設置し、国、関係市、関係指定行政機関その他関係機関と連携し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

- ・ 国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があったとき。
- ・ 放射性物質の漏洩等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事公室長が必要と認めるとき。

(イ) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下のいずれかの基準による。

- ・ 本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認めるとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 県は、以下のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとる。

- ・ 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき。
- ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認める

とき。

- (イ) 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）及び総務省消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡する。
- (ウ) 県防災危機管理課は、災害対策本部総括情報部として被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係部局にまたがる対策の調整を行う。

ウ 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準による。

- (ア) 国の非常災害対策本部が廃止されたとき。
- (イ) 本部長が、事故が終結し災害応急対策が完了したと認めるとき、又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

(2) 県警察の活動体制

県警察は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、直ちに県警本部に県警察警備本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、県、関係市及び関係機関と連携して以下の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- ウ 緊急輸送のための交通の確保
- エ 周辺住民等への情報の伝達
- オ その他必要な措置

(3) 関係市の活動体制

ア 関係市においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとる。

イ 関係市は、災害応急対策上必要と認めるときは、以下の応急対策を実施する。

- (ア) 救出・救助・救急活動
- (イ) 周辺住民等に対する災害広報
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- (オ) 避難所の開設・運営管理
- (カ) その他必要な措置

ウ 関係市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(4) 広域的な応援体制

ア 県は、国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合等、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を求める。

イ 関係市長は、当該市の地域に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、若しくは知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

ウ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市長を応援するよう指示する。

エ 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行う。

- (ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- (イ) 総務省消防庁長官への緊急消防援助隊の派遣要請等

オ 知事及び関係市長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

カ 自衛隊の派遣要請等

「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて災害派遣の要請、受入れ等を実施する。

(5) 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関その他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

ア 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防護資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

イ 防災業務関係者の被ばく管理

県、関係市及び関係機関は、防災業務関係者の被ばく管理について、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）による放射線防護に係る指標値を上限として、適切に行う。

なお、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦について適切に配慮する。

防災業務関係者の被ばく管理（出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会）

1 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。

2 ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、原子力施設の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助等、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて必要があれば、目の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限とする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から適切な配慮が必要である。

(6) モニタリング

ア 国のモニタリングへの協力

県は、国が実施する緊急モニタリングに対し、職員の派遣等の支援を実施する。

イ 県によるモニタリング

県は、常時観測を行っているモニタリングポストでの測定値の他、必要に応じて放射線線量計を確保し環境放射能のモニタリングを実施し、その結果を公表する。

また、必要に応じて食品、飲料水、農作物、水産物等の放射性物質の検査を実施する。

4 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 避難の指示等

県は、関係市に対し国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行う。

また、関係市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

イ 情報の伝達

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

ウ 避難状況の確認

関係市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

判断基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）  
※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

応急対応範囲（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
コンクリート屋内退避 または避難を実施する範囲	半径1km以内	半径0.5km以内
屋内退避を実施する範囲	半径1kmと3kmで 囲まれる範囲	半径0.5kmと1.2kmで 囲まれる範囲

(2) 要配慮者への配慮

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、避難誘導に関して高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

関係市は、避難所での生活に関して要配慮者に十分配慮し、特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童及び妊産婦の避難所での健康状態の把握に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

(3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

関係市長が屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、勧告又は指示等の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、関係市が避難を勧告又は指示した区域から円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

(4) 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市から避難所等において必要となる食料・水・被服寝具等の生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

県警察及び海上保安本部は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域（海上を含む。）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする

5 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

6 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、モニタリングの結果、防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係

市に指示する。

(2) 農水産物等の採取及び出荷制限

県は、モニタリングの結果、農水産物等の汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、関係市へ指示する。

関係市は、県の指示に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

【飲食物摂取制限に関する指標】

(出典：食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値－厚生労働省)

対 象	放射性セシウム
飲料水	1 0 B q / k g 以上
牛乳	5 0 B q / k g 以上
一般食品	1 0 0 B q / k g 以上
乳児用食品	5 0 B q / k g 以上

【放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の許容値に関する指標】

(出典：放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について－農林水産省)

対 象	放射性セシウム最大値
肥料・土壌改良材・培土	4 0 0 B q / k g
飼料(牛・馬)	1 0 0 B q / k g
飼料(豚)	8 0 B q / k g
飼料(家きん)	1 6 0 B q / k g
飼料(養殖魚)	4 0 B q / k g

(3) 飲料水の供給

関係市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市町村防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

また、応急給水について他の市町村の支援を必要とする場合は、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づいて、応援給水の要請を行う。

7 緊急輸送活動

県、県警察、関係市及び防災関係機関は、緊急輸送について必要があるときは、本編 第2章「第14節 交通輸送計画」に基づいて実施するほか、緊急輸送のための交通確保について、次のとおり実施する。

(1) 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 第十一管区海上保安本部は、緊急輸送が円滑に行われるよう、必要に応じ船舶の交通を規制し、又は禁止する。

8 救助・救急及び医療活動

(1) 救助・救急活動

ア 初動活動等必要な措置

第十一管区海上保安本部、県警察及び消防機関は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送す

る。

イ 総務省消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部、自衛隊に対し応援を要請するものとする。

ウ 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

県及び関係市は、必要に応じ、他の公共団体又は民間機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動等

ア 緊急被ばく医療活動の実施

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、国及び関係市と連携して、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

イ 医療従事者の派遣要請

県及び関係市は、必要と認められる場合は、国立病院等及び県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣（以下「医療班等」という。）、薬剤及び医療機器等の提供を要請する。

ウ 汚染検査等の実施

医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構等を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

エ 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射線防護のため安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。

関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、服用を指示する。

9 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国及び関係市との連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効に活用するため、放送事業者、新聞社等の報道機関への報道要請を行うことにより、住民等への情報伝達を図る。

関係市は、住民等への情報提供を図るため、防災行政無線及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

第十一管区海上保安本部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇による周知を図る。

イ 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下に配慮する。

(ア) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

(イ) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

(ウ) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

ウ 要配慮者への配慮等

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した

伝達を行う。

エ 広報内容の確認

県、関係市は、国の非常災害対策本部等からの情報を十分に内容確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体と相互に連絡を取り合うものとする。

オ 多様な情報伝達手段の活用

県及び関係市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

**第2款 放射性物質管理施設災害対策（実施主体：放射性物質管理施設等の管理者）**

医療用等に使用される放射性物質管理施設において、火災その他の事故が発生した場合、その管理者は、従業者自ら救助活動を実施する場合、又は消防機関等へ出動の要請をする場合、救助活動を行う者に対し発災場所が放射性物質管理施設であること、被ばく危険範囲及び当該放射性物質の性質を十分に周知させるものとする。

**第40節 軌道事故災害応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール株)

軌道経営者及び道路管理者は、軌道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

**1 災害対策本部等の設置**

軌道経営者は、軌道施設に係る災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

**2 情報連絡体制の整備**

鉄軌道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

**3 災害応急措置及び復旧対策**

軌道経営者及び道路管理者は被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、早期運転再開のため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。

また、軌道経営者は、以下の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は、早期に運転を再開できるように努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材等の確保を図る。
- (3) 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行う。

**4 旅客等への広報**

- (1) 乗務員は、災害の情報等について必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため被害状況等について案内等を行う。

**5 避難誘導**

- (1) 乗務員は、列車又は軌道施設等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、最寄りの停車場まで運転を継続するか、又は旅客の避難に最適な位置で停止し、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。



**第41節 林野火災対策計画**  
(実施主体：知事公室、県警察、市町村)

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

**1 県の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

**2 市町村の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

**3 県警本部の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

## 第2章 災害復旧・復興計画

2

### 第1節 公共施設災害復旧計画 (実施主体：各部局、市町村、沖縄総合事務局)

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第2節 被災者生活への支援計画 (実施主体：子ども生活福祉部、土木建築部、総務部、商工労働部、市町村、沖縄労働局)

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第3節 中小企業者等への支援計画 (実施主体：農林水産部、商工労働部)

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第2章「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

### 第4節 応急金融対策 (実施主体：日本銀行那覇支店)

災害時の応急緊急金融対策は、地震・津波編 第2章「第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第5節 復興の基本方針等 (実施主体：企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、市町村)

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第2章「第5節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第6節 原子力災害復旧対策**  
(実施主体：知事公室、うるま市、沖縄防衛局)

**1 基本方針**

国及び県の非常災害対策本部等の解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

**2 各種制限措置の解除**

県は、国の指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物等の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

**3 災害地域住民に係る記録等の作成**

(1) 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明又は避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

関係市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

(2) 影響調査の実施

県は、国と協力し、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査をする。

関係市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

県及び関係市は国と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

**4 被害等の影響の軽減**

(1) 心身の健康相談体制の整備

県及び関係市は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(2) 風評被害等の影響の軽減

県、関係市及びその他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力艦の原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

**5 損害賠償**

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合、日米地位協定等に基づき適切に処理を行う。